

医政総発0916第1号
令和2年9月16日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（公印省略）

医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査について（協力依頼）

医療施策の推進については、日頃より格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

訪日外国人が安心して日本観光を楽しみ、また必要な医療サービスを利用することができるよう、内閣官房健康・医療戦略本部（本部長：内閣総理大臣）の下に設置された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」が一昨年取りまとめられました。

厚生労働省としては、本総合対策に基づき、各都道府県や地域の関係者の皆様の協力を得ながら課題の解決に向け積極的に取り組んでいるところでありますが、同時に各医療機関における外国人に対する医療提供体制の現状を継続的に把握することが重要であると考えています。そのため、一昨年度および昨年度に引き続き、全国の病院と一部（京都府及び沖縄県）の診療所及び歯科診療所を対象とした調査にご協力いただきたくご連絡いたします。

については、下記をご参照の上、貴管下の全ての病院に対して、調査への協力をご依頼いただきますようお願いいたします。

なお、本調査結果については、各都道府県において課題解決を検討するための参考としていただくよう、厚生労働省において取りまとめ、各医療機関の同意が得られた範囲で各都道府県に共有しますので、ご了承ください。

記

1. 貴管下の全ての病院に別添の作業要項をご送付願います。
（調査票は各医療機関が自ら厚生労働省のホームページからダウンロードするものとします。URLは作業要項を参照のこと。）

2. 調査票の回収率向上のため、各調査票の締切日の約1週間前には各医療機関に改めて提出期限が近づいている旨の周知を行うなど、回収率の向上にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、回収率が特に低いなど厚生労働省が必要と考える場合には、更なる周知をお願いすることがあります。

3. 調査の対象・期間及び締切日は、各調査票で以下のように異なるため、各都道府県はこの点にご留意の上、貴管下の医療機関に案内してください。

調査票A：調査内容 令和2年9月1日時点の院内の状況
締切日 令和2年10月20日

調査票B：調査内容 令和2年10月1日～31日に受診した外国人患者の状況（※）
締切日 令和2年12月16日

（※）調査票Bは未収金の状況に関する調査を含んでおり、本調査においては「未収金を生じた患者」を「診療の対価を請求したにも関わらず、請求日より1ヶ月を経ても診療費の一部又は全部が未収である患者」と定義しています。そのため回答の対象となる「未収金を生じた患者」は、請求日の1ヶ月後（11月～12月初旬頃）に判明することになります。

4. 提出先

提出先となるメールアドレスは、別添作業要項の＜調査の手順＞（2）及び（3）の通り、厚生労働省のホームページに後日掲載します。

以上

「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」御協力をお願い
(作業要項)

各医療機関におかれましては、ご多用のところ誠に恐縮でございますが、本作業要項を参照の上、調査票に記入し、期日までに提出をいただきますようお願いいたします。

なお、過去に外国人患者を受け入れた実績がない医療機関におかれましても調査にご協力いただきたく、重ねてお願い申し上げます。

<調査の手順>

- (1) 本実態調査では、2種類の調査を行います。
 - 調査A：医療機関における外国人患者の受入体制の調査
 - 調査B：外国人患者の受入実績の調査

- (2) 各医療機関は、以下の厚生労働省のホームページから調査票をダウンロードしてください。
(調査票ダウンロードURL)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202918_00014.html

- (3) 各医療機関は、Microsoft Excel形式で記入した各調査票をメールにて電子的に返送してください。回答先メールアドレスは上記(2)のURLにて後日掲載いたします。

- (4) 調査の対象・期間及び締切日が各調査票で以下のように異なるため御留意ください。
 - 調査票A：
調査内容 令和2年9月1日時点の院内の状況
締切日 令和2年10月20日

 - 調査票B：
調査内容 令和2年10月1日～31日に受診した外国人患者の状況(※)
締切日 令和2年12月16日

(※) 調査票Bでは未収金の状況に関する調査を含んでおり、本調査においては「未収金を生じた患者」を「診療の対価を請求したにも関わらず、請求日より1か月を経ても診療費の一部又は全部が未収である患者」と定義し

ています。そのため回答の対象となる「未収金を生じた患者」は、請求日の1ヶ月後（11月～12月初旬頃）に判明することになります。

- (5) 本調査結果については、厚生労働省において取りまとめた上で、各都道府県において課題解決を検討するための参考情報となるよう、各医療機関に同意いただいた範囲で各都道府県に共有するとともに、厚生労働省において厚生労働科学研究などの事業や各医療機関個別の外国人患者の受入れ体制整備の確認や指導等に活用いたします。
- (6) 本実態調査の回収業務は委託事業者が実施する予定であり、提出いただいた回答に疑義等がある場合は、当該事業者より連絡する可能性があることをご承知おきください。
- (7) 問い合わせ先は、委託事業者に窓口を設けますので、ご不明な点がございましたら、委託事業者の窓口にご連絡いただきますようお願いいたします。なお、委託事業者の情報及び窓口の連絡先については（2）のURLに後日掲載いたします。

以上